

第 788 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 7 年 7 月 8 日（火）11 時 00 分～

2. 場 所 よこはま新港合同庁舎 3 階大会議室

3. 議 題

【議題 1】 「輸出他法令に係る担当総括部門の変更について」 【資料 1】

（業務部 管理課 野崎課長）

【議題 2】 「輸入申告項目の追加（令和 7 年 10 月 12 日施行）に係る税関ホームページ掲載 Q&A の更新について」 【資料 2】

【議題 3】 「関税法基本通達改正（輸入許可前引取承認に係る担保等）について」 【資料 3】

【議題 4】 「関税法基本通達改正（複数の保税地域に分散して置かれている輸出貨物の取扱い）について」 【資料 4】

（業務部 通関総括第 1 部門 高堀 統括審査官）

【議題 5】 「AEO 輸出者又は AEO 通関業者が行う、加工又は組立てのため輸出される貨物に係る輸出申告時の手続の簡素化について」 【資料 5】

【議題 6】 「中華人民共和国産の黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税について」 【資料 6】

【議題 7】 「CPTPP に基づく豚肉調製品（英国を原産地とするもの）に係るセーフガードの発動について」 【資料 7】

（業務部 通関総括第 3 部門 山本 統括審査官）

【議題 8】 「第 59 回通関士試験の概要について」 【資料 8】

【議題 9】 「通関業法第 38 条に基づく検査において多く見られた不備等について」

【資料 9】 【資料 10】

（業務部 山ノ井 首席通関業監督官）

【議題 10】 「国内分類例規の一部改正（「引抜材」の明確化）について」 【資料 11】

【議題 11】 「関税法基本通達等の一部改正（事前教示回答様式注意事項の見直し）について」

【資料 12】 【資料 13】

（業務部 阿部 首席関税鑑査官）

4. 事務局からの連絡事項等

次回第 789 回通関協議会は、9 月 9 日(火)11:00 の開催を予定しています。
場所は未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

業務部事務分担一覧表

部門名	事務内容
収納課 045-212-6140	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関税等の納付・徴収・担保に関する事務 ○ 輸入貨物に関する証明事務 ○ 酒類の表示等に関する事務
税関相談官 045-212-6000	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税関の所掌事務に係る相談・苦情に関する事務 (一般的な輸出入手続などに関する問い合わせ・相談を含む) ○ 引揚者から預り保管している証券等の返還に関する事務
通関総括第1部門 045-212-6150	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸出入通関業務に関する調整・総括事務全般(他の総括部門の所掌を除く) ○ 通関手続に係る相談に関する事務(他の部門の所掌を除く) ○ 税関事務管理人の届出に関する事務 ○ 一括修正申告に係る相談に関する事務 (横浜税関申告を含む複数税関・官署が対象の事案に限る) ○ 事後調査に係る修正申告の進捗管理(本関申告分に限る) ※各署所申告分は各署所通関総括部門にて管理
通関総括第2部門 045-212-6110	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通関手続に係る相談に関する事務の一部 (本船・ふ中扱い、原産地証明書提出猶予、関税割当証明書提出猶予) ○ 戻し税に関する事務(違約品等) ○ 輸出郵便物に係る事前検査に関する事務 ○ 輸出貨物に関する証明事務 ○ 包括保険登録事務 ○ 製造たばこ・塩特定販売業者の登録・届出に関する事務 ○ 申告書等の郵送に関する届出
通関総括第3部門 045-212-6153	<ul style="list-style-type: none"> ○ 減免税の適用に関する事務 ○ <u>関税法令以外の他の法令に関する事務(輸入)</u> <u>(ワシントン条約を除く)</u> ○ 原産地虚偽・誤認表示に関する事務 ○ 関税割当て、特殊関税、内国消費税に関する事務
通関総括第4部門 045-212-6065	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空貨物、海上小口貨物等に関する総括事務
輸出総括部門 045-212-6059	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>関税法令以外の他の法令に関する事務(輸出)</u> <u>(輸出令別表第1及びワシントン条約を除く)</u>
特別通関第1、2部門 045-212-6115	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸出入通関(第1類～第24類、第41類～第71類及びマニュアル申告) ○ 執務時間外の輸出入通関に係る事務
通関第1部門 045-212-6164	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸出入通関(第25類～第40類)
通関第2部門 045-212-6161	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸出入通関(第72類～第97類、プラント貨物)
特殊鑑定・減免還付部門 045-212-6154	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計量器の認定に関する事務 ○ 関税の還付に関する事務 (輸入許可後保税地域に置かれた変質・損傷等貨物に限る) ○ 条件付き減免税貨物に係る事後確認事務
特別審査官 045-212-6112	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸出令別表第1関係事務 ○ ワシントン条約関係事務
分析部門 045-212-6073	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸出入貨物の分析に関する事務
通関業監督官 045-212-6051	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通関業の許可・監督、通関士に関する事務 ○ 通関士試験に関する事務
税関訟務官 045-212-6027	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税関の所掌事務に係る不服申立て、訴訟に関する事務
関税鑑査官 045-212-6156	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実行関税率表の解釈・適用に関する事務 ○ 輸出統計品目表の解釈・運用に関する事務 ○ 品目分類に係る事前教示に関する事務
原産地調査官 045-212-6174	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸出入貨物に係る原産地認定の解釈・適用に関する事務 ○ E P A等特惠関税に関する事務
認定事業者管理官 045-212-6125	<ul style="list-style-type: none"> ○ A E O事業者の承認・認定に関する事務
知的財産調査官 045-212-6116	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査・認定手続に関する事務
関税評価官 045-212-6139	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸入貨物の課税価格に関する事務(課税価格に関する法令の解釈、適用) ○ 関税評価に係る事前教示に関する事務 ○ 包括評価申告に関する事務 ○ 製造たばこの小売定価の認可の申請等に伴う輸入価格確認



現在位置: [ホーム](#) > [輸出入手続](#) > 輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて

輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて

令和6年6月

(最終更新: 令和7年6月13日)

財務省・税関

越境電子商取引の拡大に伴い、通販貨物等の輸入が増加し、不正薬物や知的財産侵害物品等の密輸が多数摘発されています。FS利用貨物については不当に低い価格で輸入申告することで関税等を払脱するという脱税事案が顕在化しています。

そのような背景を踏まえ、円滑な輸入を引き続き確保し、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税を実現するための制度見直しを行いました。

○令和7年10月12日施行予定

貨物の輸入許可後の「運送先の所在地・名称」、輸入貨物が「通販貨物に該当するか否か」、通販貨物に該当する場合には「プラットフォームの名称等」が輸入申告項目に追加され、これらの事項についても申告していただく必要があります。

なお、輸入申告項目の追加は通販貨物やFS利用貨物に係る輸入申告のみを対象としたものではありません(「プラットフォームの名称等」を除く。)

また、輸入申告項目の追加を踏まえて、税関様式関係通達を改正いたしました。これらは、令和7年10月12日の施行を予定しております。

[関税法基本通達等の一部改正について\(令和7年3月31日財関第342号\)](#) : [税関 Japan Customs](#) (※別紙2-2 ~ 2-6をご確認下さい。)

【関係法令: 輸入申告項目(施行後)】

関税法施行令第59条、関税法施行規則第7条の6

【参考資料】

・[Q&A\(輸入申告項目の追加: 運送先、通販貨物の該当、PFの名称等\)令和7年10月12日施行関係](#) (※令和7年6月13日更新)

・[運送先の組合せについて](#)

・[MSX業務による「運送先」の提出様式について](#)

・[運送先の英文入力例](#) **NEW**

・[【様式】輸入申告に係る運送先一覧表\(税関様式C第5021号\(和文用\)、C第5022号\(英文用\)、C第5023号\(英文用\)\)](#) **NEW**

・[輸入\(納税\)申告書\(税関様式C第5020号の変更点\)](#) **NEW**

・本件に関する第7次NACCSIについての[各種情報、質疑応答](#)

【リーフレット】

・[輸入申告項目の追加について](#)

・[Addition of Import Declaration Items](#) **NEW**

・[关于进口报关单要求申报的新增项目](#) **NEW**

・[수입신고 항목 추가에 대하여](#) **NEW**

○令和5年10月1日施行済み

輸入申告時に記載を求めている「貨物を輸入しようとする者の住所及び氏名」を関税法施行令上の輸入申告項目に追加するとともに、輸入申告者の意義の明確化を行いました。

また、税関事務管理人の届出項目に「届出者と税関事務管理人との関係」等を追加するとともに、税関事務管理人との委任契約関係書類を添付することとなりました。

【関係法令: 税関事務管理人】

関税法第95条、関税法施行令第84条、第84条の2、

関税法施行規則第11条の2、第11条の3

【参考資料】

・[輸入申告者の意義の明確化に関する事例集](#)

・[税関事務管理人届出書\(税関様式\)の改正について](#)

関税局・税関について

[関税局・税関の組織](#)

[採用情報](#)

[報道発表\(関税局\)](#)

[各税関の事件発表](#)

[関税局・税関の動き](#)

[パンフレット・リーフレット](#)

[ポスター](#)

[税関チャンネル\(YouTube\)の紹介](#)

関税政策・税関行政

[所管法令等](#)

[特殊関税](#)

[審議会・研究会](#)

[政策評価](#)

[国際機関\(WTO・WCO\)](#)

[地域協力\(APEC\)](#)

[経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)

[税関相互支援協定\(CMAA\)](#)

税関手続き

[手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)

[各種様式及び記載要領](#)

その他

[情報公開・個人情報保護](#)

[パブリックコメント](#)

[調達情報](#)

更新部分抜粋

輸入申告項目の追加（令和7年10月施行関係）

【Q & A】

1. 運送先の所在地・名称
2. 通信販売貨物に該当するか否か
3. プラットフォームの名称等
4. その他

令和6年11月

関税局業務課

－ 更新履歴 －

日 付	内 容
令和6年12月13日	問1-7、1-8、3-3を追加。問3-2を更新。問番号を変更。
令和7年4月7日	問1-1を更新。
令和7年6月13日	問4-1を追加。問1-6、3-2を更新。

－ 目 次 －

1. 運送先の所在地・名称	- 1 -
(問1-1) 「運送先」とは、具体的にどの場所について申告すれば良いですか。	- 1 -
(問1-2) 「運送先」は、どのような場合に申告が必要ですか。	- 1 -
(問1-3) NACCSでは「運送先」をどのように申告すれば良いですか。	- 2 -
(問1-4) 運送先が複数ある場合に提出する運送先の一覧は、所定の様式を使用しなければなりませんか。	- 2 -
(問1-5) 輸入申告時点で、運送先が1か所に確定していないものの、複数の運送先のうちいずれかに運送することは決まっている場合、その運送先の候補を全て申告することとしても良いですか。	- 3 -
(問1-6) 運送先の申告に当たっては、運送契約に関する書類を必ず提出する必要がありますか。	- 3 -
(問1-7) 貨物の運送先と輸入者の住所が同じ場合においては、貨物の運送先を（別途）申告する必要はないとされています。この場合においても、貨物の運送先を共通部に入力して申告することはできますか。	- 3 -
(問1-8) 運送先が複数ある場合において、共通部に入力する主たる貨物の運送先1か所について、所定の様式により提出する運送先の一覧にも（重複して）記載することはできますか。	- 4 -
2. 通信販売貨物に該当するか否か	- 4 -
(問2-1) 「通信販売貨物に該当するか否か」については、どのように申告すれば良いですか。	- 4 -
(問2-2) 「通信販売貨物」とは具体的にどういう貨物ですか。個人が購入する貨物に限られますか。	- 4 -
(問2-3) 「FS」や「FS利用貨物」とは何ですか。通信販売貨物とは異なりますか。	- 5 -

（問２－４）通信販売により輸入した後で、F Sを利用して国内販売される貨物は、輸入申告に際して「通信販売貨物」と「F S利用貨物」のいずれとして申告すれば良いですか。	- 5 -
（問２－５）「F S利用貨物」と「その他の貨物」の違いは何ですか。	- 5 -
3. プラットフォームの名称等	- 6 -
（問３－１）「プラットフォーム」とは、いわゆる通販サイトのことですか。	- 6 -
（問３－２）N A C C Sでは「プラットフォームの名称等」をどのように申告すれば良いですか。	- 6 -
（問３－３）プラットフォームのコードは、どのような体系のコードですか。	- 7 -
（問３－４）プラットフォームの「名称等」とは何ですか。	- 7 -
（問３－５）複数のプラットフォームに係る貨物を取りまとめて輸入申告する場合、「プラットフォームの名称等」はどのように申告すれば良いですか。	- 8 -
4. その他	- 9 -
（問４－１）令和７年１０月１２日に追加される輸入申告項目である「運送先」、「通信販売貨物に該当するか否か」及び「プラットフォームの名称等」について、輸入申告の際に記載を省略できる申告書は何ですか。	- 9 -

1. 運送先の所在地・名称

令和7年6月13日更新（下線部追記）

（問1－6）運送先の申告に当たっては、運送契約に関する書類を必ず提出する必要がありますか。

- 全ての輸入申告について、運送契約に関する書類をあらかじめ提出いただく必要はありませんが、税関が運送先を確認するために必要と認める場合には、当該書類を提出してください。
- なお、運送契約に関する書類については、関税法施行令第61条第1項柱書の「・・仕出人との間の取引についての書類その他税関長が・・輸入申告の内容を確認するために必要な書類」に該当しますので、貨物を業として輸入する場合は、同令第83条第3項及び第6項の規定により、当該貨物を輸入する者に保存義務がございます（保存期間：5年）。

3. プラットフォームの名称等

令和7年6月13日更新（4段落目を更新）

（問3－2）NACCSでは「プラットフォームの名称等」をどのように申告すれば良いですか。

- NACCSでは、プラットフォームごとに6桁のコードを設定します。基本的に、当該コードを入力すればプラットフォームの名称等が自動で補完されることとなります。
- 申告するプラットフォームについてコードが未設定の場合は、バスケットのコード（末尾3桁が「ZZZ」のもの）を入力した上で、「プラットフォームの名称等」を入力してください。
- なお、「プラットフォームの名称等」は通信販売貨物について必須項目となっておりますが、FS利用貨物については、国内でFS利用貨物を販売するために利用予定の「プラットフォームの名称」につき任意項目としての申告をお願いします。
- 各プラットフォームのコードについては、暫定版のリストをNACCS掲示板（[通販貨物等識別、プラットフォーム等コードについて | NACCS掲示板](#)）に掲載しております。令和7年10月の施行までにリストを更新し業務コード集へ掲載する予定としております。

4. その他

令和7年6月13日追加

(問4-1) 令和7年10月12日に追加される輸入申告項目である「運送先」、「通信販売貨物に該当するか否か」及び「プラットフォームの名称等」について、輸入申告の際に記載を省略できる申告書は何ですか。

- 次の通達に基づく様式名及び様式番号に該当する申告書による輸入申告の際には、令和7年10月12日に追加される輸入申告項目である「運送先」、「通信販売貨物に該当するか否か」及び「プラットフォームの名称等」の記載を省略することができます。

1. 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）に基づく申告書

様式名	様式番号
・輸出入貨物の容器輸出入（納税）申告書	C-5220
・輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書	C-5340
・携帯品・別送品申告書	C-5360
・乗組員携帯品申告書	C-5370
・不用・残存船（機）用品等輸入・取卸申告書	C-5375
・輸入（納税）申告書（少額個人通関用）	C-5450
一時輸出入のための通関手続書類 ・輸入（納税）申告書（免許明細書兼用） ・再輸入（納税）申告書	T-1345
・輸入（納税）申告書（関税（内国消費税兼用）・納期限延長（個別）申請書兼用）	P-9610
・免税物品輸出入申告書（USFJ 380）	F-1040
・軍納物品輸出入申告書（USFJ 381）	F-1050
・輸入（譲受）申告書	F-1250
・免税物品輸入申告書	F-4010
・積卸コンテナ一覧表（コンテナリスト）	A-1000

2. 個別通達に基づく申告書

個別通達・様式名	様式番号
ラッシュ船に積載されて輸出入されるバージの通関手続について（昭和46年8月21日蔵関第1640号） ・バージ輸出入（納税）申告書（再輸出免税明細書兼用）	別紙
海上小口貨物に係る簡易通関について（令和6年6月11日財関第587号） ・輸入（納税）申告書（海上簡易通関（災害時等）用）	別紙様式3
国際フェリーを利用して輸出入する自家用自動車の通関手続について（昭和46年4月28日蔵関第849号）	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車一時輸出入申告書 	別紙様式 1
<p>税関検査場電子申告ゲートを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成 31 年 3 月 30 日財関第 439 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯品・別送品申告書 	別紙様式
<p>国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律等に基づく輸出入通関手続等について（平成 13 年 10 月 5 日財関第 810 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資等輸出入申告書 	別紙様式

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第6章 通関</p> <p style="text-align: center;">第3節 一般輸入通関</p> <p>（輸入許可前引取りの承認の基準）</p> <p>73-3-2 <u>輸入許可前引取りの承認の申請があったときは、法第73条第2項に規定する場合のほか専ら関税の納期限の延長を目的とする等明らかに制度の本旨に反すると認められる場合を除き、その申請に係る貨物が有税品であると無税品であるとかかわらず、その承認をして差し支えない。</u></p> <p>特に、次に掲げるような場合には、<u>輸入許可前引取りの承認</u>をして差し支えないので、留意する。</p> <p>(1) 税関側の事情により輸入許可が遅延する次のような場合</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ <u>分析、検定を要する等の理由により関税率表適用上の所属区分、課税標準等の審査に日時を要する場合</u></p> <p>ハ・ニ (省略)</p> <p>(2) 申告者側において、特に引取りを急ぐ理由があると認められる次のような場合</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>ホ <u>輸入貨物である原料の在庫がなく、工場の操業等に支障を来す場合</u></p> <p>へ <u>設計その他都合により工場管理面に支障を来す場合</u></p> <p>ト (省略)</p> <p>(3) 申告者側の事情により輸入許可が遅延する次のような場合</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ <u>分析、検定、精錬を要する等の理由により関税率表適用上の所属区分、課税標準等の決定に日時を要する場合</u></p> <p>ハ (省略)</p> <p>ニ (省略)</p> <p>ホ (省略)</p> <p>(4) その他次のような場合</p>	<p style="text-align: center;">第6章 通関</p> <p style="text-align: center;">第3節 一般輸入通関</p> <p>（輸入許可前引取りの承認の基準）</p> <p>73-3-2 <u>輸入許可前引取りの承認の申請があったときは、法第73条第2項に規定する場合のほか専ら関税の納期限の延長を目的とする等明らかに制度の本旨に反すると認められる場合を除き、その申請に係る貨物が有税品であると無税品であるとかかわらず、その承認をして差し支えない。</u></p> <p>特に、次に掲げるような場合には、<u>輸入許可前引取りの承認</u>をして差し支えないので、留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ <u>分析、検定を要する等の理由により関税率表の分類の審査に日時を要する場合</u></p> <p>ハ・ニ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>ホ <u>輸入貨物である原料の在庫がなく、工場の操業等に支障をきたす場合</u></p> <p>へ <u>設計その他都合により工場管理面に支障をきたす場合</u></p> <p>ト (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>イ (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ (同左)</p> <p>ニ (同左)</p> <p>(4) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ・ロ（省略） ハ その他税関長が<u>輸入許可前引取り</u>を承認すべきやむを得ない理由があると認める場合</p> <p>（輸入許可前引取りの承認に係る担保額） 73-3-3 <u>輸入許可前引取りの承認に際しては、申告者がその承認を受けようとする事由を確認し、輸入（納税）申告及び当該事由（その事由が二以上ある場合には、その全ての事由）に基づき必要となる担保額を算出して設定するものとし、その具体的取扱いは、次による。</u></p> <p>(1)（省略） (2) <u>申告税額が正当と認められる税額と異なる場合には、当該正当と認められる税額に相当する額とする。</u> なお、<u>正当と認められる税額の決定に必要があるときは、税関長は、法第68条の規定に基づき、申告者に必要な書類の提出を求めるものとする。</u> <u>この場合において、次のイ又はロに掲げるときは、それぞれイ又はロに定める額を担保額とする。</u> イ <u>貨物を国内に引き取った後、輸入者（又はその依頼を受けた者等）が、分析、検定、精錬等を行って関税率表適用上の所属区分、課税標準等を決定するために輸入許可前引取りの承認を受けようとする場合において、輸入（納税）申告書又は法第68条に規定する契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類の真实性及び正確性に疑義があり、その申告により納付すべき税額が過少であるおそれがあると認められるとき</u> <u>正当と認められる関税率表適用上の所属区分、課税標準等に基づき算出した税額に相当する額</u> ロ <u>EPA税率の適用のために必要とされる締約国原産地証明書又は特恵税率の適用のために必要とされる原産地証明書の提出が遅れるため輸入許可前引取りの承認を受けようとする場合において、輸入（納税）申告に係る原産性に疑義があり、その申告についてEPA税率又は特恵税率が適用できないおそれがあると認められるとき</u> <u>実行税率（暫定法第7条の7第1項第2号に規定する実行税率をいう。）を適用して算出した税額に相当する額</u></p> <p>(3) 上記(1)及び(2)以外の場合には、原則として申告税額の<u>110%</u>に相当</p>	<p>イ・ロ（同左） ハ その他税関長が<u>許可前引取</u>を承認すべきやむを得ない理由があると認める場合</p> <p>（輸入許可前引取りの承認に係る担保額） 73-3-3 <u>輸入許可前引取りの承認に係る担保額については、次による。</u></p> <p>(1)（同左） （新設）</p> <p>(2) 上記(1)以外の場合には、原則として申告税額の<u>10%増の額</u>。ただし</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>する額とする。ただし、正当と認められる税額が決定できない場合であっても、課されるべき税額が明らかに申告税額の110%を超える蓋然性があると認められるときは、合理的な方法により算出した税額に相当する額（申告税額の110%を超える額）を担保額として差し支えない。</u></p> <p><u>（輸入許可前引取りにおける分析等の結果により関税率表適用上の所属区分等が決定する貨物の審査）</u></p> <p><u>73-3-5 輸入許可前引取りにおいて、分析、検定、精錬等（以下この項において「分析等」という。）の結果により関税率表適用上の所属区分、課税標準等が決定する貨物の審査については、次による。</u></p> <p><u>(1) 通関審査担当部門は、前記73-3-3(2)イに掲げるときのほか、輸入（納税）申告書又は法第68条に規定する契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類のうち分析等の技術に関する事項（分析等の結果を含む。以下同じ。）について疑義があるときは、その真実性及び正確性について分析部門に協議する。ただし、特段の支障がない場合は、これを省略することができる。</u></p> <p><u>(2) 分析等の技術に関する事項に疑義がある場合、通関審査担当部門の職員は、必要に応じて、輸入者又は通関業者を介し、分析等を行った分析所、検定機関、精錬工場等に対し質問を行う。</u></p> <p><u>(3) 前記73-3-3(2)イに掲げるときには、法第68条の規定に基づき、貨物の性状、成分等を明らかにする書類であって、当該貨物の関税率表適用上の所属区分、課税標準等を決定するために必要と認められるもの（その真実性及び正確性に疑義があるものを除く。）の提出を求めることその他の方法により、関税率表適用上の所属区分、課税標準等の決定を行うものとする。</u></p>	<p><u>申告税額と正当と認められる税額との差が明らかに10%を越えると認められる場合には、当該正当と認められる税額に相当する額とする。</u></p> <p>（新設）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第6章 通関</p> <p style="text-align: center;">第2節 特殊輸出通関</p> <p>（複数の保税地域に分散して置かれている輸出貨物の取扱い）</p> <p>67-2-14 <u>輸出貨物（本船扱い又はふ中扱いの承認を受けようとする貨物を除く。以下この項において同じ。）が複数の保税地域に分散して置かれている場合において、次の全ての条件に該当すると認められるときは、輸出者等からの申出に基づき、一の輸出申告による申告を行うことを認めて差し支えない。</u></p> <p><u>なお、輸出貨物の一部が一の他所蔵置場所（法第30条第1項第2号の規定により税関長が指定した場所）に置かれている場合は、原則として上記の一の輸出申告による申告を行うことは認めないものとする（輸出貨物の一部又は全部が複数の他所蔵置場所に分散して置かれている場合は、上記の一の輸出申告による申告を行うことは認めないものとする。）。</u></p> <p>(1) <u>輸出貨物が置かれている複数の保税地域が同一の税関の管轄区域、かつ、原則として同一都道府県に所在していること。</u></p> <p>(2) <u>輸出貨物を一の保税地域に置くことが困難であるためにやむを得ず複数の保税地域に分散して置かれている等、一の輸出申告により通関する必要があると認められること。</u></p> <p>(3) <u>複数の保税地域に分散して置かれている輸出貨物について、一の保税地域ごとに置かれている貨物の品名及び数量を輸出者又は通関業者が把握し、かつ、税関が検査を行うのに支障がないと認められること。</u></p> <p style="text-align: center;">第4節 特殊輸入通関</p> <p>（複数の保税地域に分散して置かれている輸入貨物の取扱い）</p> <p>67-4-18 <u>輸入貨物（本船扱い又はふ中扱いの承認を受けようとする貨物を除く。以下この項において同じ。）が複数の保税地域に分散して置かれている場合において、次の全ての条件に該当すると認められるとき</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 通関</p> <p style="text-align: center;">第2節 特殊輸出通関</p> <p>（複数の保税地域に分散して置かれている輸出貨物の取扱い）</p> <p>67-2-14 <u>複数の保税地域に分散して置かれている輸出貨物については、後記67-4-18の規定による輸入貨物の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p style="text-align: center;">第4節 特殊輸入通関</p> <p>（複数の保税地域に分散して置かれている輸入貨物の取扱い）</p> <p>67-4-18 <u>輸入貨物（本船扱い又はふ中扱いの承認を受けようとする貨物を除く。以下この項において同じ。）が複数の保税地域に分散して置かれている場合において、次の全ての条件に該当し、かつ、検査を行う</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、輸入者等からの申出に基づき、一の輸入申告による申告を行うことを認めて差し支えない。</p> <p>なお、保税地域には、他所蔵置場所（法第30条第1項第2号の規定により税関長が指定した場所）は含まれない。</p> <p>また、<u>輸入貨物が分散して置かれている場合において、その一部又は全部が他所蔵置場所に置かれているときは</u>、上記の一の輸入申告による申告を行うことは認めないものとする。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p><u>(3) 複数の保税地域に分散して置かれている貨物について、一の保税地域ごとに置かれている貨物の品名、数量、価格並びに定率法別表（関税率表）及び輸入統計品目表の適用上の所属を輸入者又は通関業者が把握し、かつ、税関が検査を行うのに支障がないと認められること。</u></p>	<p><u>のに支障がないと認められるときは</u>、輸入者等からの申出に基づき、一の輸入申告による申告を行うことを認めて差し支えない。</p> <p>なお、保税地域には、他所蔵置場所（法第30条第1項第2号の規定により税関長が指定した場所）は含まれない。</p> <p>また、<u>輸入貨物の一部が他所蔵置場所に置かれている場合は</u>、上記の一の輸入申告による申告を行うことは認めないものとする。</p> <p>(1)・(2) （同左） （新設）</p>

AEO 輸出者又は AEO 通関業者が行う、 加工又は組立てのため輸出される貨物に係る輸出申告時の手続の簡素化について

税関 HP 掲載資料
の一部抜粋

●改正概要（関税暫定措置法基本通達 8 - 9）

1. 対象となる貨物 AEO 輸出者又は AEO 通関業者が行う輸出申告に係る貨物
2. 簡素化の内容（詳細については、下記「AEO 輸出者又は AEO 通関業者に対する簡素な手続の内容」及び「別紙」を参照）
 - ・「加工・組立輸出貨物確認申告書」（P-7700）（以下「確認申告書」）について、交付用の作成・提出が不要になります。
 - ・「加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類」（以下「契約書等」）について、返付用の作成・提出が不要になります。
3. 適用開始日 令和 7 年 7 月 1 日

※不明な点については、各税関の減免税担当までお問合せください。

●減税制度の概要

1. 対象となる貨物（関税暫定措置法第 8 条、同法施行令第 22 条、同令第 23 条、同法基本通達 8 - 1、2）
 - 加工又は組立てのため輸出された貨物

2. 減税手続に必要な書類（輸出時）（関税暫定措置法施行令第 22 条、同法基本通達 8 - 4）

- (1) 確認申告書（P-7700）：2 通（原本、交付用） ※生地規格書等を含む。
- (2) 「加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類」（以下「契約書等」）：2 通（提出用、返付用）

●AEO 輸出者又は AEO 通関業者に対する簡素な手続の内容（関税暫定措置法基本通達 8 - 9、13）

- 輸出時：上記 2（1）の「原本」及び「交付用」のうち、「交付用」について、輸出申告時にその作成・提出が不要となります（注 1、2）。
上記 2（2）の「提出用」及び「返付用」のうち、「返付用」について、輸出申告時にその作成・提出が不要となります（注 1、3）。

（注 1）輸出時における簡素な手続は、以後の輸出入申告において、下記注 2 及び 3 に記載のある確認申告書（交付用）や契約書等（提出用）の提示又は提出が見込まれる場合を除き、適用を受けることができます。

（注 2）1 契約に係る 2 回目以降の輸出原材料の輸出申告を行う際に簡素な手続の適用を受けない場合や、輸入時において簡素な手続の適用を受けない場合には、上記 2（1）の確認申告書（交付用）を提示する必要があります。

（注 3）1 契約に係る 2 回目以降の輸出原材料の輸出申告を行う際に簡素な手続の適用を受けない場合には、上記 2（2）の契約書等（返付用）を提示することでその提出に代えることが可能です。一方、輸入時において簡素な手続の適用を受けない場合には、上記 2（2）の契約書等（返付用）を提出する必要があります。

（注 4）当該簡素な手続の利用に当たっては、輸出入者は確認申告書、契約書等又はそれらに相当する書類を適切に管理する必要があります。

AEO 事業者の輸出入申告に係る貨物についての手続簡素化一覧表

【減税手続に必要な書類（輸出時）】

書類名	提出等について
確認申告書	提出（原本、 交付用 ）
	※生地規格書等
契約書等	提出（提出用、 返付用 ）

- 生地規格書等の提出は必須ではありませんが、これにより、同一性の確認に必要な事項が確認することができる場合、当該事項についての確認申告書への記載を省略することができます。
- 生地見本は原則省略化していますので、生地見本の提出は不要です。

【減税手続に必要な書類（輸入時）】

書類名	提出等について
輸出された貨物の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書	提出（原本）
「附属書」（P-7710）	提出（原本、交付用）
確認申告書（交付用）※生地規格書等を含む	提示
契約書等	提出（原本）
「加工・修繕・組立製品減免税明細書」（T-1060）	提出
加工仕様書、加工指図書等の加工の詳細を記載した書類及び未裁断の革から製品を製造するために必要な革の面積を記載した書類（革製品等の場合）	提出
加工仕様書、加工指図書等の加工の詳細を記載した書類及びマスターパターンのマーキング仕様書又はこれに代わる書類、写真等（繊維製品等の場合）	提出
個別評価申告書（必要な場合）	提出

交付用 ……作成、提出、提示を省略することができるもの。

原本 ……原本に代えてその写しの提出をすることができるもの。

提示 ……輸出原材料の価格、往路の運賃及び保険料等を記載した一覧表（管理表）をもって「課税価格の計算の基礎を明らかにする関係書類その他当該書類その他当該基礎に係る事実関係を証明できる書類」が添付されたものと認める。

輸出申告及び輸入申告の両方を **AEO 事業者により行うことで、税関から交付、返付される書類がなくなり**、NACCS 上で **一貫したデジタル手続**を行うことができます。

※条件を満たし簡素化の適用を受ける必要があります。

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産の黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税について

NACCS 掲示板からの転載（公開日 2025 年 7 月 2 日）

【利用者の皆様へ】

関税定率法の別表第八五四五・一一号に掲げる物品のうち黒鉛電極であって、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）を原産地とするものに対して、暫定的な不当廉売関税が課されていますが、「黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」に基づき、当該貨物のうち、令和7年7月3日（木）から令和12年7月2日（火）までの期間内に輸入されるものに対しては、不当廉売関税が課されます。

「21. 内国消費税等種別コード（輸入）」（共通）

不当廉売関税関係

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産黒鉛電極（8545.11-010）

NACCS 用コード	適用税率（%）		修正区分
<u>S012001</u>	<u>95.2</u>	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産	変更なし

CPTPPに基づく豚肉調製品（英国を原産地とするもの）に係るセーフガードの発動について

NACCS 掲示板からの転載（公開日 2025 年 6 月 30 日）

【利用者の皆様へ】

関税暫定措置法第7条の8第1項の規定に基づき、**令和7年7月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの間**、CPTPPの豚肉調製品（英国を原産地とするもの）に対するセーフガードが発動されます。

本セーフガード発動に伴い、令和7年7月1日（火）付で、業務コード集の一部が以下のとおり変更されますので、お知らせいたします。

なお、業務コード集の更新につきましても、同日に行いますのでご留意願います。

「30. 原産地証明書識別」（共通）

原産地（申告）種別（1桁目及び2桁目）

コード	コード内容	修正区分
1U	CPTPP 品目別セーフガード用国別コード（英国）	新設

本セーフガードに係る輸入申告等をする場合、**NACCS 用品目コードは業務コード集「5-1. NACCS 用品目コード（輸入）」中「暫定法第7条の8発動時における発動対象国のもの」、原産地（申告）種別コードは業務コード集「原産地証明書識別」中「CPTPP 品目別セーフガード用国別コード（英国）」の「1U」を使用いただくこととなりますので、十分ご注意願います。（CPTPPの豚肉調製品で原産地が英国でないものについては「その他のもの」を使用してください。）**

※暫定法第7条の8発動時のNACCS用品目コードについては令和7年7月1日（火）から使用可能となります。

本セーフガード発動に係る対象品目の詳細につきましては、[こちら](#)をご覧ください。

なお、本セーフガード発動期間中に蔵入承認を受け、同期間終了後にCPTPP税率を適用して蔵出輸入申告を行う貨物については、**NACCS 用品目コードは「その他のもの」、原産地（申告）種別コードはCPTPPの「TP」を使用して、蔵入承認申請及び蔵出輸入申告の両手続を行ってください。**

ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

第59回通関士試験（令和7年10月5日（日）実施）について

（横浜税関）

神奈川県又は宮城県において通関士試験の受験を希望される方は、次の要領により受験願書の入手及び願書の提出をお願いいたします。

I. 試験場

試験実施地	試験場・(所在地)	交通機関
神奈川県	明治学院大学 横浜キャンパス 6号館 (横浜市戸塚区上倉田町 1518)	○ JR・市営地下鉄 戸塚駅 東口バスターミナル8番 乗り場から江ノ電バス「明治学院大学南門」行き乗車 「明治学院大学南門（終点）」で下車（乗車約10分）
宮城県	仙台医療福祉専門学校 中央校舎本館 (仙台市青葉区中央 4-7-20)	○ JR・地下鉄 仙台駅 から徒歩8分

(注) 神奈川県、宮城県以外の試験実施地については、各試験地の担当税関ホームページ等にてご確認ください。

II. 受験案内及び出願書類の入手方法

(1) 配布期間及び時間

期間：令和7年7月1日（火）～令和7年8月5日（火）

時間：午前10時～午後5時

※土日及び祝日は、横浜税関本関庁舎内の資料展示室のみ、午前10時～午後4時まで配布を行っています。数に限りがございますので、大量に必要な方は事前にご連絡ください。

願書の受付期間は下記Ⅲの通りですので、留意願います。

(2) 入手方法

① 直接税関官署で受け取る場合

- 願書配布場所 横浜税関の本関及び各官署（三崎監視署を除く）
所在地は[こちら](#)

② 郵送で請求し、受け取る場合

- 請求先
〒231-8401 横浜市中区海岸通 1-1
横浜税関 業務部 通関業監督官

・請求用封筒には差出人を明記し、**願書請求**と朱書して下さい。

・**180円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。**

(1部の場合。願書1部あたり約50gとして計算)

・返信用封筒は角形2号封筒(A4サイズが入る大きさのもの)にして下さい。また、必ず宛先(請求者の住所・氏名)を明記して下さい。

・返信用封筒の切手料金の不足が無いようにして下さい。

・普通郵便の場合、到着までお時間がかかります。普通郵便で願書を請求する場合は、受験願書の受付期間に間に合うように、できる限り早めに行ってください。

III. 願書の受付について

(1) 受付期間及び時間

期間：令和7年7月22日(火)～令和7年8月5日(火)(土曜日、日曜日を除く。)

時間：午前10時～午後5時

(2) 受付場所

場所：横浜税関 本関 1階ロビー

所在地：神奈川県横浜市中区海岸通1-1

交通機関：みなとみらい線「日本大通り駅」から赤レンガ倉庫方面に向かって徒歩5分

(3) 出願書類(全科目を受験する方は、①及び②のみの提出となります。)

- ① 受験願書(3,000円分の収入印紙(現金、郵便切手、収入証紙等は不可)を過不足なく貼付)
- ② 受験票(縦4cm×横3cmの顔写真を貼付(カラー、白黒を問わない。裏面に氏名を記載。))
- ③ 試験科目の一部免除通知書の写し
- ④ 「通関士試験科目の一部免除申請書」及び「証明書」※1
- ⑤ 返信用封筒(角形2号封筒：A4サイズが入る大きさのもの)※2

受験科目	① 受験願書	② 受験票	③ 免除通知書 (写)	④ 免除申請書 証明書※1	⑤ 返信用封筒 ※2
全科目受験する方	○	○ ※郵送出願の場合は 切手貼付			
初めて試験科目の一部免除を 受けようとする方	○	○ ※切手不要		○	○ ※切手貼付
既に免除通知書をお持ちで、 今回免除を受けて受験する方	○	○ ※郵送出願の場合は 切手貼付	○		

※1(1)「通関士試験科目の一部免除申請書（税関様式B第 1210 号）」及び「証明書（税関様式 B 第 1215 号）」は、下記ホームページからダウンロードできます。

http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_B.htm



(2) 免除申請書は受験者本人が作成したもの、証明書は通関業者、官庁等が作成したものが
必要です。どちらも押印は不要です。内容について、通関業者、官庁等に問合せをさせて
いただくことがあります。

※2 「試験科目の一部免除通知書」等を発送するための封筒です。返信用封筒には宛先を記入
して「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」とし、所要の切手（書留は 660 円、簡易書留
は 530 円、特定記録は 390 円）を貼付して下さい。なお、「試験科目の一部免除通知書」等
の発送は 8 月下旬頃となります。

(4) 郵送で出願する場合

・提出先 〒231-8401 横浜市中区海岸通 1-1 横浜税関 業務部 通関業監督官

- ・受験願書受付期間開始日以降に届くよう発送して下さい。令和 7 年 8 月 5 日（火）までの消印のあるものに限り受け付けますが、なるべく 8 月 1 日（金）までに発送するようにして下さい。
- ・「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」の追跡可能な方法とし、封筒の表に通関士試験と朱書して下さい。
- ・出願書類は、上記(3)と同じです。
- ・受験票は特定記録郵便で送付するため、上記(3)②の受験票の「郵便はがき」面に宛先を明記し、特定記録郵便の料金分の切手（295 円分）を貼付して下さい。
- ・上記(3)④の「通関士試験科目の一部免除申請書」及び「証明書」を提出される方は、上記(3)⑤「返信用封筒」を同封して下さい。この場合には、受験票に 295 円分の切手を貼る必要はありません。

(5) 宅配便等で出願する場合

- ・令和 7 年 8 月 5 日（火）の午後 5 時までに横浜税関に到着したものが有効となります。
- ・その他は、上記(4)と同様です。

IV. 試験に関するお問い合わせ先

横浜税関 業務部 通関業監督官（電話番号：045-212-6051）

（郵送等で出願し、令和 7 年 8 月 26 日（火）までに受験票（上記Ⅲ(3)④を提出した方は「試験科目の一部免除通知書」又は「試験科目の一部免除申請却下通知書」も含む）が届かない場合は、必ず連絡願います。）

通関業法第 38 条第に基づく検査において 多く見られる不備

★依頼を受けたこと証する書類

が適正に取得・保存されていない。

通関業法 第二十二條（記帳、届出、報告等）

通関業者は、政令で定めるところにより、通関業務（第七条に規定する関連業務を含む。以下この項及び第三項において同じ。）に関して帳簿を設け、その収入に関する事項を記載するとともに、その取扱いに係る通関業務に関する書類を一定期間保存しなければならない。（第2項、第3項省略）

通関業法施行令 第八条（記帳及び書類の保存）

2 法第二十二條第一項に規定する通関業務に関する書類は、次に掲げる書類とする。（第一号、第三号省略）

二 通関業務に関し、依頼者から依頼を受けたことを証する書類

●フォワーダーを介して依頼を受ける場合、
輸出入者との委任関係が分かる書類を取得、
保管してください。



【問い合わせ先】 横浜税関業務部首席通関業監督官
電話：045-212-6051



通関業監督官からのお知らせ ～届出、管理大丈夫ですか？～

【資料10】

①法人の役員変更

⇒役員の変更が届出担当者まで伝わらず、届出漏れとなっていることがあります。

※役員の変更に伴い**通関担当役員**が変更になる場合には、別途届出が必要です。



②通関士、従業者の改姓・休職・復職

⇒旧姓使用される場合も届出が必要です。

③通関士証票、従業者証票の管理

⇒証票は定期的に現物をご確認ください。
紛失があった際には速やかにご連絡ください。



④ID、パスワードの管理

⇒パソコンや証票の裏などにID、パスワードを貼り付けていませんか？
他人に使用されることのないようご注意ください。

横浜税関 業務部 通関業監督官
TEL 045-212-6051

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

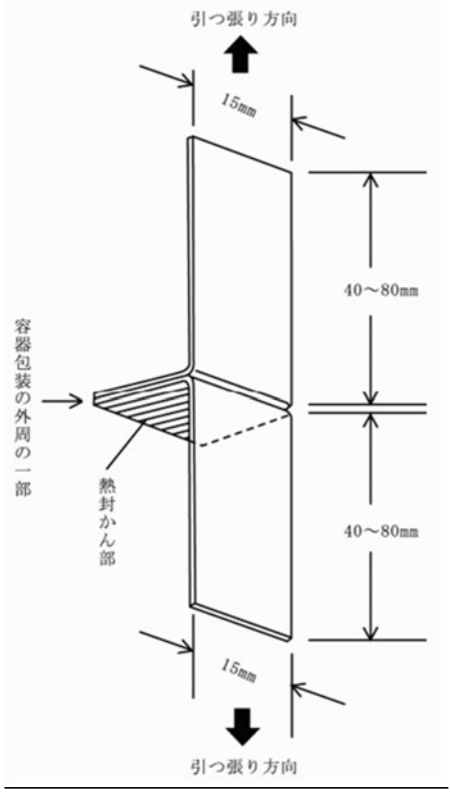
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前																	
16類	<p>1. 「気密容器」の解釈について</p> <p>関税率表第16類において、「気密容器」とは、容器の内圧と外圧とが異なっても空気を完全に遮断できる容器をいう。通常使用されている気密容器には、次のようなものがある。 イ～ホ（省略） へ その 他：プラスチックフィルム等から<u>成る</u>容器であつても下記の基準を満たすものは、気密容器として取り扱ってよい。</p> <p>（プラスチックフィルム等から<u>成る</u>気密容器の基準）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状態</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>酸素透過度</td> <td>温度20℃、乾燥状態において1ml/m²・24h・atm以下であること</td> </tr> <tr> <td>密封部の強度</td> <td><u>密封した容器包装の熱封かんした部分を次の図のように切りとって開き、その開いた両端を毎分300±20mmの速度で引っ張り、熱封かん部がはく離するまでの最大荷重を測定した値が23N以上であること</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	状態	（省略）	酸素透過度	温度20℃、乾燥状態において1ml/m ² ・24h・atm以下であること	密封部の強度	<u>密封した容器包装の熱封かんした部分を次の図のように切りとって開き、その開いた両端を毎分300±20mmの速度で引っ張り、熱封かん部がはく離するまでの最大荷重を測定した値が23N以上であること</u>	16類	<p>1. 「気密容器」の解釈について</p> <p>関税率表第16類において、「気密容器」とは、容器の内圧と外圧とが異なっても空気を完全に遮断できる容器をいう。通常使用されている気密容器には、次のようなものがある。 イ～ホ（同 左） へ その 他：プラスチックフィルム等から<u>なる</u>容器であつても下記の基準を満たすものは、気密容器として取り扱ってよい。</p> <p>（プラスチックフィルム等から<u>なる</u>気密容器の基準）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状態</td> <td>（同 左）</td> </tr> <tr> <td>酸素透過度</td> <td>温度20℃、乾燥状態において1ml/m²・24h以下であること</td> </tr> <tr> <td>密封部の強度</td> <td><u>熱封かん強度試験で測定された値が23N以上であること（熱封かん強度試験の方法は「食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月厚生省告示第370号）第3器具及び容器包装の部 B 器具又は容器包装一般の試験法」の項に示す方法による）</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	状態	（同 左）	酸素透過度	温度20℃、乾燥状態において1ml/m ² ・24h以下であること	密封部の強度	<u>熱封かん強度試験で測定された値が23N以上であること（熱封かん強度試験の方法は「食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月厚生省告示第370号）第3器具及び容器包装の部 B 器具又は容器包装一般の試験法」の項に示す方法による）</u>
項目	基準																		
状態	（省略）																		
酸素透過度	温度20℃、乾燥状態において1ml/m ² ・24h・atm以下であること																		
密封部の強度	<u>密封した容器包装の熱封かんした部分を次の図のように切りとって開き、その開いた両端を毎分300±20mmの速度で引っ張り、熱封かん部がはく離するまでの最大荷重を測定した値が23N以上であること</u>																		
項目	基準																		
状態	（同 左）																		
酸素透過度	温度20℃、乾燥状態において1ml/m ² ・24h以下であること																		
密封部の強度	<u>熱封かん強度試験で測定された値が23N以上であること（熱封かん強度試験の方法は「食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月厚生省告示第370号）第3器具及び容器包装の部 B 器具又は容器包装一般の試験法」の項に示す方法による）</u>																		

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
2105.00	<p style="text-align: center;">1. アイスクリーム</p> <p style="text-align: center;"> <u>輸入統計品目表第 2105.00 号の国内細分において「アイスクリーム」</u>には、生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料としたものを凍結させたもののうち、乳固形分 3.0%以上を含むものを分類する。 <u>なお、アイスクリーム用のミックス及びベース等通常その</u> </p>		<p style="text-align: center;">2105.00</p> <p style="text-align: center;">1. アイスクリーム</p> <p style="text-align: center;"> アイスクリームには、生乳、牛乳<u>もしくは特別牛乳</u>又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料としたものを凍結させたもののうち、乳固形分 3.0%以上を含むもの<u>（発酵乳を除く。）</u>を分類する。 <u>ただし、アイスクリーム用のミックス及びベース等通常そのままでは食用に供さないものを除く。</u> </p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
3926. 90	<p>ままでは食用に供さないもの並びに冷凍したヨーグルトは第 21.05 項には分類されないことに留意する。</p> <p>2. 押出成形された網地の分類例規について</p> <p><u>国際分類例規 3926.90「1. 網地」は、押出成形によって作られたプラスチックの網地が同号に分類されることを示している。</u></p> <p><u>押出成形による製網方法の一つに、円筒形で側面に穴が開いた内部ダイ及び外部ダイが逆方向に回転しながらプラスチックを射出して網目を作る方法がある。この時、両方のダイのノズルが重なるごとに射出されたフィラメントが交差して節ができる。</u></p> <p><u>このような押出成形によって作られたプラスチックの網地は、フィラメントの太さにかかわらず同号に分類される。</u></p>	3926. 90	<p>2. 押出成型された網地の分類例規について</p> <p><u>(解説)</u></p> <p><u>分類例規第 1 編中第 3926.90 号の 1「網地」の解釈は次によることとする。「押出成型によって作られたプラスチックの網地で、管状又は扁平なものをいい、フィラメントの太さは問わないものとする。」</u></p> <p><u>なお、O・P 設定の際の事例としては、次のものがあつた。</u></p> <p><u>円筒形の内部ダイと外部ダイを逆方向に回転させながら、プラスチックを射出させてメッシュを作るもので、内部ダイ及び外部ダイのノズルが重なるごとに節ができるものである。</u></p>
4409. 10 ~ 4409. 29	<p>1. 引抜材</p> <p><u>関税率表第 4409.10 号、第 4409.21 号、第 4409.22 号及び第 4409.29 号において「引抜材」とは、その製法にかかわらず、横断面が円形で、楊枝、木くぎ、竹串又はダボ（家具等の結合部に用いるもの）の製造に使用されるような細長い棒状のものをいう。</u></p> <p><u>なお、端をとがらせたものは第 44.09 項には分類されないことに留意する。</u></p>		(新 規)
4409. 21	<p>1. 竹製の串</p> <p>本品は、竹の細い引抜材を定寸（約 10～15 センチメートル）に切ったもの又はその一端を削ってとがらせたものである。輸入後、加工することなく一般にそのまま食品の串刺しに使用される。</p>	4409. 21	<p>1. 竹製の串</p> <p>本品は、竹の細い引抜材を定寸（約 10～15 センチメートル）に切ったもの又はその一端を削ってとがらせたものである。輸入後、加工することなく一般にそのまま食品の串刺しに使用される。</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<p>定寸に切ったものは、引抜材を一定の長さに切断したのみでそれ以上の加工が<u>施されていないため、第 44.09 項に属し、竹製の引抜材として第 4409.21 号－1 に分類される。</u></p> <p>一端を削ってとがらせたものは、引抜材を一定の長さに切断し、更に加工したものであるため、<u>第44.21項に属し、竹製の串として第4421.91号－1 に分類される。</u></p>		<p>定寸に切ったもの <u>第 4409.21 号－1</u></p> <p><u>一端を削ってとがらせたもの 第 4421.91 号－1</u></p> <p>定寸に切ったものは、引抜材を一定の長さに切断したのみでそれ以上の加工が<u>されていないので、引抜材として第 4409.21 号－1 に属する。</u></p> <p>一端を削ってとがらせたものは、引抜材を一定の長さに切断し、更に加工したものである<u>ので、一種の製品として第 4421.91 号－1 に属する。</u></p>

公開日	以降	登録番号	
-----	----	------	--

事前教示回答書（変更通知書兼用）

税関様式C第1000号-1

別添の事前教示に関する照会書（登録番号 ）による照会について、下記の「関税率表適用上の所属区分及び統計品目番号」、「関税率」、「内国消費税等の適用区分及び税率」及び「参考（他法令）」欄記載のとおり回答します。

なお、本件回答を参考とする場合には、裏面に掲げる注意事項に留意して下さい。また、「関税率表適用上の所属区分及び統計品目番号」を決定する際の品目分類に関する見解については、分類理由欄に記載されています。

関税率表適用上の所属区分 及び統計品目番号	関税率	内国消費税等の適用区分及び税率	照会貨物の一般的品名
照会貨物の概要			
分類理由			
令和 年 月 日		税関業務部	
参考 (他法令)			

(注) 本件回答のうち、内国消費税等及び他法令に係るものは、税関限りの意見に基づく単なる情報にすぎないので、正式回答を要する場合には、主管官庁に照会して下さい。また、裏面の「注意事項」をよくお読みください。なお、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば回答税関までお問い合わせください。 (規格A4)

注 意 事 項

1. 本件の回答は対応する照会に係る貨物に対しての回答書であり、その他の貨物にはその効力が及ばないので注意して下さい。特に、照会貨物に類似する貨物であっても型番、成分等が異なる貨物は関税率表上まったく別の所属区分に属することもあるので、照会貨物と同一ではない貨物の申告には本回答書を添付しないで下さい。
2. 本事前教示回答書（変更通知書兼用）は、関税分類の参考とするため回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供しますのでご留意ください。
3. 関税率欄における税率のうち、基本税率以外の関税率は、特定の条件のもとでのみ適用されるものがあり、照会された貨物について一律に適用されるものではないのでご留意下さい。
なお、原産地の認定について事前教示が必要な場合には、別途、事前教示に関する照会書（原産地照会用）（税関様式C第1000号-2）による照会を行う必要があります。
4. 内国消費税の適用区分及び税率欄のうち、地方消費税についての税率は、消費税額を課税標準としての割合です。
5. 関税率欄並びに内国消費税の適用区分及び税率欄は回答日現在において適用される税率を示しています。
6. この回答書（変更通知書）のうち、関税率表番号について照会者に意見がある場合には、税関に申出を行うことができます。ただし、当該申出はこの回答書（変更通知書）の交付又は送達の日から2か月以内のみ可能です。
7. この回答書（変更通知書）は、次のいずれかに該当する場合には、輸入申告等の審査上、尊重しません。
 - (1) その発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その当初の回答書の発出日）から3年を経過したもの
 - (2) 輸入貨物の適正な関税率表適用上の所属区分等を決定するため前提となる商品説明と合致しない商品説明に基づくもの
 - (3) 条約、法律、政令、省令及び告示（以下「法令」といいます。）並びに関税率表解説及び分類例規（以下「通達」といいます。）の改正により影響を受け、参考とならなくなったもの
 - (4) 法令及び通達の適用を誤ったもの
 - (5) 上記（1）～（4）以外のものであって、変更若しくは撤回の通知が行われたもの又は変更若しくは撤回すべきもの（ただし、下記9.により朱書されたものを除きます。）
8. 法令若しくは通達の改正又は分類解釈の変更によりこの回答書の分類変更が必要になったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。
9. 分類解釈の変更により変更通知を行ったものについては、当該分類変更前に契約した貨物について、当該分類変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがないと認められるときは、申出により分類理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定数量（発生数量を限度とします。）」及び「輸入予定期間（分類変更を行った日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間のいずれか早い日までを限度とします。）」等を当初の回答書に朱書します（当該朱書された回答書については、当該内容について、審査上尊重されます。）。

（規格A4）

令和7年7月1日

事前教示照会回答書様式の記載について

品目分類及び原産地に係る事前教示回答書の「注意事項」の記載について、明確化を図る観点から、本日付で改正が行われました。令和7年6月30日までに事前教示回答書の交付を受けた方におかれましては、以下をご確認ください。

税関様式	新	旧
C第1000号-1	8. 法令若しくは通達の改正又は分類解釈の変更によりこの回答書の分類変更が必要になったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。	8. 法令又は通達の改正、分類解釈の変更その他の理由によりこの回答書の分類変更が必要になったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。
	9. 分類解釈の変更により変更通知を行ったものについては、当該分類変更前に契約した貨物について、当該分類変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがないと認められるときは、申出により分類理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定数量(発生数量を限度とします。)」及び「輸入予定期間(分類変更を行った日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間のいずれか早い日までを限度とします。)」等を当初の回答書に朱書します(当該朱書された回答書については、当該内容について、審査上尊重されます。)	9. 事前教示回答書(変更通知書兼用)上記8.の場合において、変更通知を行ったものについては、当該分類変更前に契約した貨物について、当該分類変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、かつ、当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものではないと認められるときは、申出により分類理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定数量(発生数量を限度とします。)」及び「輸入予定期間(分類変更を行った日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間のいずれか早い日までを限度とします。)」等を当初の回答書に朱書します(当該朱書された回答書については、当該内容について、審査上尊重されます。)
C第1000号-3 (原産地回答用)	4. 法令若しくは通達の改正又は原産地認定解釈の変更によりこの回答書の原産地認定変更が必要となったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。	4. 原産地認定解釈の変更によりこの回答書の原産地認定変更が必要となったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。
	5. 原産地認定解釈の変更により変更通知を行ったものについては、当該原産地認定変更前に契約した貨物について、当該原産地認定変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそ	5. 上記4.の場合において、変更通知を行ったものについては、当該原産地認定変更前に契約した貨物について、当該原産地認定変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、かつ、当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものではないと認められるときは、申出により原産地認定理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定数量(発生数量

	<p>れがないと認められるときは、申出により原産地認定理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定数量(発生数量を限度とします。)」及び「輸入予定期間(原産地認定変更を行った日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期限の何れか早い日までを限度とします。)」等を当初の回答書に朱書します(当該朱書された回答書については、当該内容について、審査上尊重されます。)</p>	<p>を限度とします。)」及び「輸入予定期間(原産地認定変更を行った日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期限の何れか早い日までを限度とします。)」等を当初の回答書に朱書します(当該朱書された回答書については、当該内容については、審査上尊重されます。)</p>
--	---	--

上記に関しご不明な点等がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

<p>【問い合わせ先】 関税局業務課 03-3581-4111 分類 内線 2536 原産地 内線 6463</p>
